

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年 1月20日

公益財団法人新国立劇場運営財団

理事長 尾崎元規

1. 競争入札概要等

- (1) 件名 平成29～31年度新国立劇場公演記録映像収録等の業務
- (2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
- (3) 業務場所 新国立劇場（東京都渋谷区本町1-1-1）ほか
- (4) 落札者の決定方法 一般競争入札最低価格落札方式

2. 競争参加者

- (1) 本競争の参加資格要件は次のとおりとする。

- ① 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 競争執行までの間に、文部科学省関係機関において取引停止又は指名停止の処分を受けていない者であること。
- ④ 全省庁統一資格又は独立行政法人日本芸術文化振興会一般（又は指名）競争参加資格にて、平成28年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- ⑤ テレビジョン放送を行う放送局で使用している業務用ハイビジョン収録、編集設備（以下「ハイビジョン収録設備」という）で複数台のカメラを使用した番組技術及びオペラ、バレエ、演劇公演等の舞台中継、収録を主たる業務としていること。
- ⑥ 平成26年度から平成28年度の業務実績で、客席数1,000席以上の劇場施設（舞台・固定座席・楽屋を持つもの）において上演された「オペラ公演」を、ハイビジョン収録設備で4台以上のカメラを切替えて収録した実績が9件以上あること。
- ⑦ 平成26年度から平成28年度の業務実績で、客席数1,000席以上の劇場施設（舞台・固定座席・楽屋を持つもの）において上演された「バレエ公演」を、ハイビジョン収録設備で4台以上のカメラを切替えて収録した実績が9件以上あること。
- ⑧ 平成26年度から平成28年度の業務実績で、客席数300席以上の劇場施設（舞台・固定座席・楽屋を持つもの）において上演された「現代舞踊公演」を、ハイビジョン収録設備で4台以上のカメラを切替えて収録した実績が9件以上あること。
- ⑨ 平成26年度から平成28年度の業務実績で、客席数300席以上の劇場施設（舞台・固定座席・楽屋を持つもの）において上演された「演劇公演」を、ハイビジョン収録設備で4台以上のカメラを切替えて収録した実績が9件以上あること。
- ⑩ 本社または支社が東京都内にあること。

- (2) 適正な契約履行の確保

競争参加者は適正に契約を履行できることを証明する書類を提出しなければならない。
提出すべき書類の内容は入札説明書による。

3. 入札手続等

(1) 問合せ先

〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
公益財団法人新国立劇場運営財団総務部会計課 担当者 田中寿
電話 03-5352-5724

(2) 入札説明書等の配付期限及び配付場所

① 新国立劇場ホームページよりダウンロード（一部を除く）（※）

平成29年2月13日（月）17:00まで

アドレス：<http://www.nntt.jac.go.jp/about/procurement/>

※競争参加資格確認書フォーム及び仕様書別紙1～4は電子メールでの配布となります。

下記アドレス宛に必要事項を記載し、メールのタイトルを「公演記録映像収録」として送信してください。折り返し添付ファイルにて送付します。

nyusatsu@nntt.jac.go.jp

（必要事項）①入札件名 ②会社名 ③担当者名 ④住所 ⑤電話連絡先

② ダウンロード及び電子メールでの入手ができない場合には、上記3（1）にお問い合わせください。

(3) 入札等競争執行の日時及び場所

平成29年2月14日（火）14時00分 新国立劇場5階 E会議室

4. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金 免除

（3）入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札を遂行するにあたり不備のある入札書は無効とする。

（4）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（5）契約書の作成の要否 要

（6）問合せ先および窓口の営業時間は、平日の10:00～17:00とする。

（7）詳細は、入札説明書及び仕様書による。